

AI を活用した知財サービスの品質向上について

～ IPX のこれまでと、これからの取り組みについてのご案内～

2026 年 7 月 弁理士法人 IPX

【本書の要点】

- 2026 年 7 月 1 日より、IPX は AI を本格的に活用した実務体制へ移行いたします
- 学習オプアウト済みの「企業版」のみを利用し、情報は学習には利用されません
- 精緻に整備された堅牢なハーネス上で稼働する AI を利用します
- 「既存業務の効率化」だけでなく「さらなる高品質・高速化」を目指します
- 最終成果物に対する責任は人間（IPX）にあります

1. はじめに

弁理士法人 IPX（以下「当所」といいます。）は、2026 年 7 月 1 日より、所内で開発・検証を重ねてまいりました AI 活用体制を、出願業務を含めて本格運用に移行します。本資料は、当所が本格的な AI 活用体制に移行するにあたり、当所の AI ガバナンスについて誠実にお伝えし、お客様にご安心いただくために作成したものでございます。

当所では、AI の業務導入にあたり、AI ガバナンスについてお客様に明確にお伝えする方針を選択いたしました。これは、(1)お客様との信頼関係を何よりも重視していること、(2)AI の利用についてお客様のご意向を事前に伺える状態を確保すること、そして何より(3)成果物の品質に対する責任の所在を曖昧にしないこと、を重視しているためでございます。

2. これまでの IPX : 自動化に投資してきた事務所

AI の活用についてご説明する前に、当所がこれまで歩んでまいりました事務所としての姿勢を簡潔にご紹介いたします。

2.1 独自の Word マクロ群を設立当初から開発

当所では、明細書作成に伴う反復作業（形式チェック、書式整形、サポート記載例の作成、リクレーンや要約書の生成更新など）等を、独自開発の Word マクロ群によって自動化してまいりました。これは創業以来の継続的な取り組みであり、所内ノウハウの中核を成すものでございます。なお、Word マクロ群を含む独自開発技術全体では特許を 30 件程度保有しております。

2.2 反復作業を徹底的に削るための開発投資を惜しまない経営方針

通常、特許事務所では反復作業に多くの人手とコストを要します。当所は、それらのコストを削減し、ヒューマンエラーを徹底的に低減するために、教育・ワークフロー・システムに徹底的に投資してまいりました。その結果、所員は「人にしかできないこと」——発明の本質を捉えること、特許性を見極めること、権利範囲を設計すること——に、より多くの時間を充てられるようになりました。これが、当所の品質とスピードを支えてきた基盤でございます。

2.3 成果物を全所員で共有するカルチャー

当所では、AI が登場するはるか以前から、開発した機能や実務のノウハウを一部の担当者にとどめることなく全所員で共有し、誰もが当所基準の品質以上のアウトプットを生み出せる仕組構築を全員で推進するカルチャーが根付いております。ツールの利用範囲や運用ルール（ガバナンス）についても明確に定めて全員で共有し、定期的に見直してまいりました。

「IT を駆使して品質とスピードを高める」「そのためのルールを定め、ツールとノウハウを組織全体で共有し、改善し続ける」という一貫した方針に、新たな道具である AI を加えました。

【IPX の一貫した方針】

「単なる効率化」を越えて「品質とスピードを両立させる」ためのシステム開発を行います。AI についても同様で、当所の方針に変更はございません。

3. AI 活用の経緯と現状

3.1 未公開情報を考慮した慎重な AI 運用

当所では、未公開情報を扱う出願前の案件には、AI の利用を慎重に管理してまいりました。そして、一般的事項の文書化、先行技術の調査・要約・整理など、未公開情報へのアクセスが不要な用途に限定して AI を利用してまいりました。

3.2 AI の本格的な導入に向けた継続的な研究と実証

当所は、IT への投資を重ねてきた事務所として、生成 AI の登場後いち早く、実務への統合に関する調査・研究に着手いたしました。研究にあたっては機密保持に最大限配慮し、お客様から預かった出願前の案件ではなく、主として出願後の案件、当所名義の出願案件を用いて、AI を使用した場合と使用しなかった場合の品質・効率を比較・検証してまいりました。また、中間対応については、実案件を通して実証を積み重ねてきました。

これらの研究を通じて、当所の実務手順を AI に正確に再現させる「スキル」、複数のスキルを組み合わせる「エージェント」、複数のスキルを組み合わせる「ハーネス」、そして個人毎の権限を反映させた、所内システムへの AI による「アクセス権限」を独自に開発してまいりました。あわせて、どのような情報をどの程度 AI に入力すると効果的な出力となるかを決定付ける「コンテキスト」についても研究してまいりました。さらに、メモリ経由での情報のコンタミを防止するため、お客様毎に作業領域を分け、メモリの記憶をお客様毎に完全に分割する「メモリマネジメント」も開発しました。万が一他のお客様の情報を別のお客様に関するメモリに記憶させようとしても、AI が警告してくれるので、ヒューマンエラーも起こりにくい体制となりました。また、MCP 連携については最低限に留めております。

いずれも当所の知見と経験を深く反映した独自の無形資産であり、市販されているものではないと考えています。

3.3 「専用 AI」ではなく「汎用 AI」をチューニングする

近年は、知財に特化した専用の AI サービスも登場しております。しかしながら、専用 AI は導入が楽な反面、個別事情に応じたカスタムが難しく、裏側で稼働している AI モデル含めて設定に関するほとんど全てをベンダーに依存することになります。

そこで、当所は、知財業界向けの専用 AI ではなく、一般企業がアクセス可能な最先端モデル

へのアクセスを可能とする汎用 AI を AI ガバナンスの土台として選択いたしました。その上で、創業以来培ってまいりました当所独自の IT スキルと自動化のノウハウを生かし、汎用 AI を当所の実務に合わせて徹底的にチューニングすることで、「IPX 専用の AI 環境」を構築しました。

汎用 AI は進化のスピードが速く、世界最先端のフロンティアモデルへのアクセスが可能であるという大きな利点がございます。このような高性能な AI モデルをベースとし、当所の AI ガバナンスと組み合わせることにより、市販の専用 AI では再現できない、当所の実務に最適化された仕組みを実現いたしました。

3.4 知財実務を「レイヤー」で体系化

当所では、明細書作成および中間対応等の手法を複数の「レイヤー」に分けて体系化しております。レイヤー構造は、(1)全所員が必ず遵守すべき共通の規則に基づく第 1 レイヤー、(2)クライアント/分野単位等で標準化された実務手順に基づく第 2 レイヤー、(3)各担当弁理士が積み重ねてきた個別の工夫に基づく第 3 レイヤーで構成されております。

第 1 レイヤーにより、当初共通の土台で品質のばらつきを防ぎつつ、第 2 レイヤーによりクライアント単位または分野単位等によるカスタム設定を適用させ、第 3 レイヤーにより各弁理士の工夫や好みを反映可能としております。加えて、第 1 レイヤーは管理者により厳密に管理されており、所員が勝手に変更することができないようにしております。一方、第 2、第 3 レイヤーについては、担当者との定期的な情報交換により、特定の者が柔軟にアップデート可能な体制としております。

3.5 設定ファイル等を全所員で共有

管理者により緻密に設定された設定ファイルやスキルに加え、個々のメンバーが自ら開発・改良したスキルは、GitHub 等を使うことなく直感的な操作で簡単に全所員共有できる仕組みを構築しました。いわば、設定ファイル、スキル等の「所内マーケットプレイス」のようなイメージです。

これにより、誰かのノウハウや改善が組織全体の実務スキルとして即座に共有され、必要に応じて担当者間で引き継ぐことも可能となっております。この「成果を全員で共有する」仕組みは、AI 以前からのカルチャーに沿ったものです。

以上が、当所が「AI の本格導入フェーズに入る条件が整った」と判断するに至った理由でござ

ざいます。

4. これからの IPX : AI 時代の新体制

これまでの研究成果を踏まえ、2026年7月1日より、以下の体制でAIを実務に活用してまいります。

<p>所内体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. データへのアクセス権限まで考慮された堅牢なハーネスを土台とした AI エージェントを、出願業務を含むあらゆる業務に利用する 2. 特定モデルへの依存はリスクであることを認識し、メインの AI モデル以外にも複数の AI モデルを利用可能な環境を整える 3. 地政学的要因を考慮し、ローカル LLM の構築も並行して進める 4. お客様に対し、AI の活用方針を明示する 5. 最終的な成果物に対する責任は、当然に当所の弁理士が負う
--

また、AI ガバナンスは以下のように構築・運営されております。

<p>AI ガバナンス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者により緻密に設定された設定ファイルによる厳格な挙動制御 2. ユーザー毎に切り分けた、AI による所内システムへのアクセス制限 3. スキル等の所内共有 4. 情報のコンタミを防止するメモリマネジメント 5. 必要最低限に留めた MCP 連携 6. 上記を含む堅牢なハーネス 7. 所員全員との AI 導入に関する 1on1 に加え、AI 研修、情報交換等の頻繁な開催
--

生成 AI は、進むべき方針や道筋を指示すると、それに沿って文書を生成すること（いわば「埋める」作業）を得意とします。一方で、発明のポイント特定、請求項や図面の方針、活用イメージ等については、依然として弁理士の専門的なスキルと経験が不可欠だと考えます。

そのため、お客様から特段のご要望がない限り、まず弁理士が請求項や図面の方針をはじめとする明細書の骨格・方針を策定し、その方針に沿った実施形態の作成を、AI に任せます。そして、AI が作成したドラフトに対し、担当弁理士が精査・確認したうえで、最終的な成果物を完成させます。AI が作成したものをそのまま納品することは一切ございません。最終的な品質に対する責任は、従来と変わらず弁理士が負います。

あわせて、これまで培ってまいりました知財実務に関するノウハウを、今後さらにスキルとして体系化・蓄積してまいります。今後は、これらを最大限に活用し、IPX ならではの知見を反映した、従来以上に高品質な知財サービスをお客様にご提供してまいります所存でございます。

5. 使用する AI モデルと安全性

5.1 お客様情報は学習に使われません

当所が使用する AI は、すべて法人契約版（企業版）でございます。契約時点でデータの学習利用は自動的にオプトアウトされており、かつ、オプトインすることができないようになっております。これにより、AI に送信されたお客様情報が、AI モデルの学習に利用されることはございません。

また、無料版や個人契約の AI を業務に使用することを明確に禁止しております（＝シャドー AI の禁止）。多くの場合、職場で AI を利用できない、あるいは利用できるとしても好ましい AI ではない、という場合にシャドー AI が発生してしまいますが、当所ではシャドー AI を導入する必要がないほど、豊富な AI モデルを利用できる環境を整えております。これにより、想定外の経路からお客様情報が流出するリスクを、構造的に排除・低減しております。

5.2 AI に渡す情報の範囲は所内基準で慎重に判断

前述のとおり、当所が使用する AI はいずれも学習オプトアウト済みの企業版であり、お客様情報が学習に用いられることはございません。その上で、案件の機密性や性質に応じて、AI に渡す情報の範囲につきましては、所内基準に基づき慎重に判断しております。また、お客様から特別なご要望がある場合（特定の案件について AI を用いずに対応してほしい、特定の AI を利用して欲しい等）には、個別にご相談に応じ、柔軟に対応いたします。

5.3 運用ルール・ガイドラインは定期的に見直します

AI を巡る技術・法令・社会の状況は、急速に変化しております。当所では、AI 活用に関する運用ルール・ガイドラインを固定的なものとはせず、定期的に見直し、必要に応じて改定してまいります。新たなリスクや、より良い運用方法が判明した場合には、速やかに体制へ反映いたします。お客様にお示しした方針に重要な変更が生じる場合には、改めてご案内申し上げます。

5.4 ローカル LLM の導入準備

地政学的要因に基づく AI モデルの利用禁止措置等に対応するため、外部のサーバーを介さず社内環境のみで処理が完結する「ローカル LLM」の導入に向けて準備を進めております。そして、フロンティアモデルを含むクローズドモデルと、オープンモデルに基づくローカル LLM を併用し、状況に応じて使い分ける体制構築を目指します。

IPX の AI ガバナンス

AI に関する権限設定・許可ルールは中央で一元管理しており、各メンバーが個別に変更することはできません。また、個人毎に AI がアクセスできるデータを切り分けており、共通のハブを土台とした AI エージェントを利用しております。

6. 人材と教育体制

「AI を使えば誰でも同じ成果を出せる」ということはありません。AI の出力をそのまま用いることと、AI を道具として品質を高めることは、まったく別のものです。AI の限界と特性を理解した上で、実務の文脈に合わせて AI を使いこなせるか否か、そして AI と協働してさらなる高みへ到達できるか否かが、最終的なアウトプットの品質を決定します。

6.1 専門性・リテラシーを重視した採用方針

当所では、弁理士・トランスレーター・トレーサー・サーチャー等、いずれの職種においても IT リテラシーが一定水準以上のメンバーのみを採用してまいりました。AI を使用する以前から、所員の IT リテラシー水準が高いことを前提として、組織が構築されております。

6.2 頻繁な情報共有

当所では最低でも毎週 1 回、AI 活用の最新事例・失敗事例や、新たに開発したスキルを所員

全員で共有しております。あわせて、モデルの進化、新機能、新たなリスク情報など、AI に関する最新情報を常にキャッチアップし、必要なメンバーへ速やかに共有する体制を整えております。なお、AI に関する最新情報についても、AI を用いて自動で最新ニュースをデータベースに追加するシステムを構築しております。

AI を巡る動きは極めて速く、「数週間前のベストプラクティスがすでに時代遅れとなった」ということも珍しくありません。当所が把握した最新情報は、所内の運用ルールやスキルへ随時反映・更新させており、組織として常に最新かつ最適な活用方法を維持しております。

6.3 個人 AI 研究の補助制度

所員が業務外で AI 研究を進める場合の補助制度も整備しております。なお、個人研究で使用する AI 環境と、出願業務で使用する AI 環境は明確に区分しており、個人研究の枠組みを出願業務に用いることはございません。

7. さらなる価値提供について

7.1 従来業務の効率化に留まらず、AI があるからこそ実現可能な価値を追求する

AI を利用することにより、従来業務の効率化が進んでおります。当所では特にバックオフィス関連の業務について劇的な効率化を達成しております。一方で、お客様に対しては単なる効率化ではなく、AI と人間の協働により初めて実現できる新たな価値を追求する所存でございます。

7.2 AI は弁理士の専門性を拡張する「道具」

当所の AI 活用は、弁理士の専門性を置き換えるものではなく、その専門的判断の質をさらに高めるための道具として位置づけております。つまり、発明の理解、特許性の判断、権利範囲の設計、必要十分な図面といった、これまでの弁理士の専門性を前提として、AI によりさらなる品質とスピードの向上を目指します。

7.3 お客様への提供価値の向上

AI の活用により、品質チェックの密度、調査の網羅性、対応スピードは、いずれも従来以上に向上いたします。「より高い品質をより早くお届けする」——これが、当所のお約束でございます。

います。

【品質責任の所在】

AI 活用の有無にかかわらず、納品物の品質に対する責任は弁理士法人 IPX が負います。AI の出力をそのまま納品することはございません。万一、品質に問題があった場合には、従来と同様に責任を持って対応いたします。

8. お客様へのお約束

最後に、本書でお伝えした内容を、4 点に整理してまとめます。

① 企業版 AI のみを使用	学習オプトアウト済みの企業版 AI のみを使用し、お客様情報を保護いたします。
② さらなる価値提供	効率化によるコストカットのためではなく、品質とスピードをさらに向上させることを目的としております。
③ 弁理士の責任は不変	AI によるアウトプットを弁理士が必ず精査・確認し、最終品質を担保いたします。
④ 組織で学び続ける	情報共有会、所内でのスキル等開発、研究補助制度を通じて、所員全員で AI 活用を継続的に高めてまいります。

ご質問やご不安な点、また「この案件については AI を用いずに対応してほしい」といった個別のご要望がございましたら、いつでもご遠慮なくお申し付けください。

当所は、これまで以上に高品質なサービスのご提供に努めてまいります。引き続き、弁理士法人 IPX をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

弁理士法人 IPX 一同